

常陸大宮市原子力災害広域避難計画

平成30年2月21日

常 陸 大 宮 市

目 次

第1章 広域避難計画の策定

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の修正・見直し
- 4 計画策定の基本的な考え方
 - (1) あらゆる事態に対応した市民等の安全の確保
 - (2) 避難後における安定・安心した市民生活の確保
 - (3) 計画の実効性の向上

第2章 広域避難計画の基本的事項

- 1 原子力災害対策を重点に実施すべき地域の範囲
 - (1) 原子力災害対策重点区域及び範囲等
 - (2) 本市の避難対象地域及び避難対象者数
- 2 地域ごとの広域避難先の設定
 - (1) 避難先自治体
 - (2) 避難所
 - (3) 避難経路
- 3 防護措置
 - (1) 緊急事態区分と区分に基づく防護措置
 - (2) 放射性物質放出後における防護措置
 - (3) 緊急時モニタリング体制

第3章 広域避難に関する情報伝達

第4章 住民等の避難

- 1 屋内退避
- 2 避難及び一時移転（広域避難）
 - (1) 避難
 - (2) 一時移転
 - (3) 本項で定める広域避難のパターン
- 3 複合災害への対応
- 4 安定ヨウ素剤の予防服用
- 5 避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染
- 6 飲食物の摂取制限
- 7 市民相談窓口の設置
- 8 避難状況等の確認
- 9 避難誘導等
- 10 避難所の開設と運営等
- 11 市役所機能の移転

第5章 今後の検討すべき課題等

第1章 広域避難計画の策定

1 計画策定の趣旨

2011（平成23）年に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下、「福島第一原子力発電所事故」という。）は、地震、津波との複合災害となったこともあり、大量の放射性物質が放出される重大な事故となった。その結果、周辺住民の多くが避難を強いられることになった。このため、従来の原子力災害対策について、多くの課題が明らかとなったこの事故の教訓を踏まえ、国においては、2012（平成24）年10月に「原子力災害対策指針」を策定し、その後においても、数次に渡る見直しが行われている。

また、本市においては、2013（平成25）年3月に「常陸大宮市地域防災計画（第6編原子力災害対策計画）」を策定し、原子力災害対策の強化を図っているところである。このような原子力災害は二度とあってはならないものであり、事業者はもとより、国、県、市が連携し、事故の発生防止に重点的に取り組んでいくことが重要である。

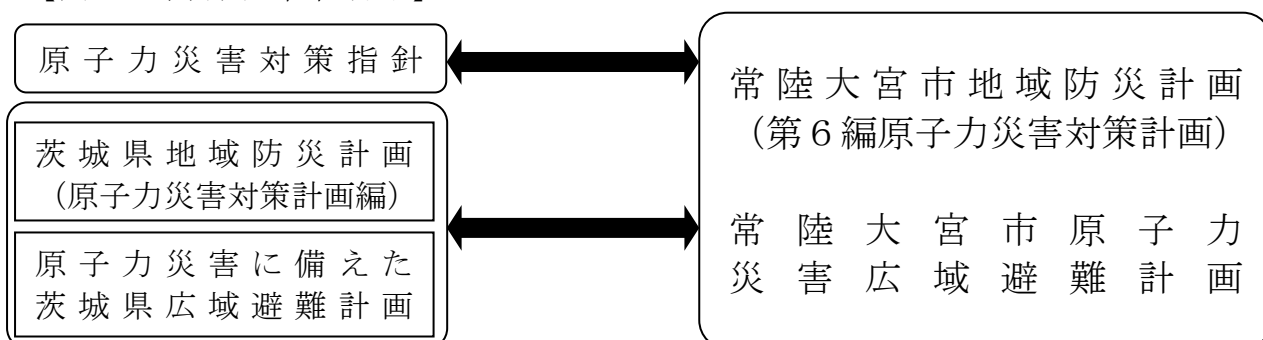
このような状況を踏まえ、使用済核燃料が現存する日本原子力発電株式会社東海第二発電所（以下「東海第二発電所」という。）において、原子力災害が発生、若しくは発生するおそれがある場合に備え、市域を越えた広域的な避難に必要な体制等を構築し、市民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、「常陸大宮市原子力災害広域避難計画」を策定するものとした。

また、屋内退避や避難等を円滑に実施するためには、原子力災害の特殊性に鑑み、施設の状況等に応じて段階的に行われることとなる防護措置について、より早い時期から市民に周知し、理解を図ることが重要であることから、避難ガイドマップの配布、市ホームページへの掲載、住民説明会及び避難訓練の実施等により、その実効性を高めていくことが必要である。

2 計画の位置付け

本計画は、国が定める「原子力災害対策指針」、茨城県の「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」、「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」（以下「茨城県広域避難計画」という。）と整合を図り、「常陸大宮市地域防災計画第6編原子力災害対策計画」（以下「市原子力災害対策計画」という。）の一部として位置付ける。

【図1 本計画の位置付け】



3 計画の修正・見直し

本計画は、現時点における基本的な考え方をまとめたものであり、今後、国の原子力災害対策指針や茨城県広域避難計画の改定をはじめ、避難先自治体や関係機関等との協議、本市の各種対策の検討、検証等を踏まえ、随時、修正・見直しを行う。

4 計画策定の基本的な考え方

(1) あらゆる事態に対応した市民等の安全の確保

市民等の生命を守ることを最優先に考え、原子力災害の規模や放射性物質の拡散方向等の不確実性を考慮し、あらゆる事態に対応可能な広域避難のルールを定めるとともに、情報伝達の強化や原子力災害に関する知識の普及・啓発に取り組むなど、総合的な原子力災害対策の強化を図る。

(2) 避難後における安定・安心した市民生活の確保

市民等が広域避難後においても、安定・安心した暮らしを送ることができるよう、可能な限り行政機能や地域コミュニティの維持に努めるとともに、避難先自治体をはじめ、国、県、関係機関等との連携強化により、きめ細かに支援を提供できる環境づくりを推進する。

(3) 計画の実効性の向上

上記二つの達成に向け、随時、各種対策の検討、検証を行うとともに、市民意向をはじめ、国、県の動向の把握に努め、逐次計画へ反映する。また、計画に定めた取組を確実に実行できる体制の確立を図る。

第2章 広域避難計画の基本的事項

1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

(1) 原子力災害対策重点区域及び範囲等

原子力災害対策指針において、住民等に対する被ばくの防護措置を短時間で効率的に行うためには、原子力施設の特長等を踏まえて、あらかじめ、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域（図2参照）」という。）が必要であるとしている。

実用発電用原子炉の一つである東海第二発電所については、国の基準を踏まえ、市原子力災害対策計画において、以下のとおり、区域の範囲等が定められているところである。

○PAZ : Precautionary Action Zone（予防的防護措置を準備する区域）

- ・原子力施設から概ね半径5キロメートル圏内
- ・放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う区域

○UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone（緊急時防護措置を準備する区域）

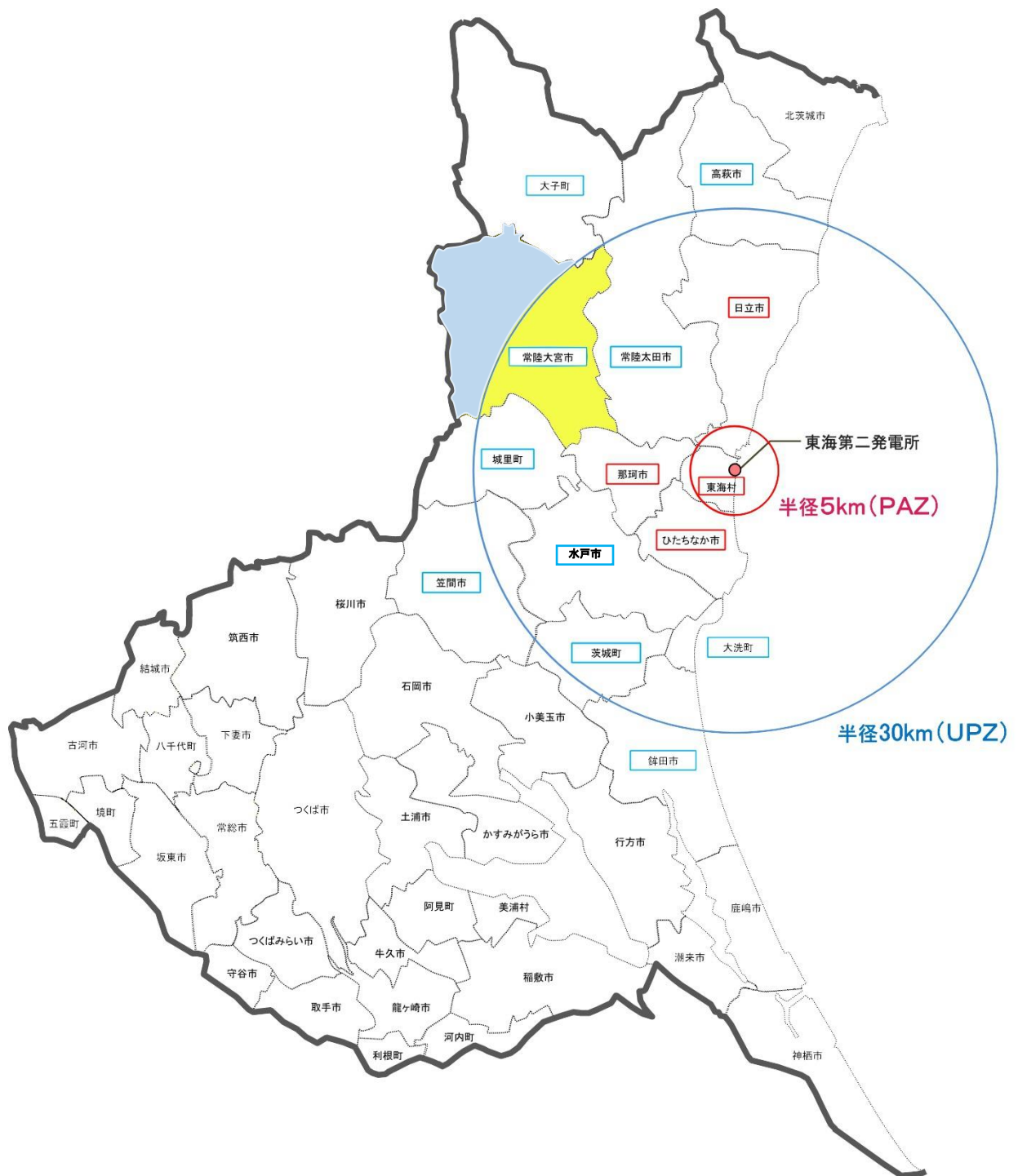
- ・PAZの外側の概ね半径30キロメートル圏内
- ・予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う区域

(2) 本市の避難対象地域及び避難対象者数

本市においては、東海第二発電所から概ね30キロメートル圏内である地域をUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）として位置付け、市民等に対する放射線の影響を最小限に抑えるために必要な防護措置を定めている。

避難対象地域		避難対象者数	
大 宮	泉, 根本, 上岩瀬, 下岩瀬, 宇留野, 下村田, 石沢, 上村田, 小場, 小野, 三美, 八田, 若林, 東野, 田子内町, 野中町, 抽ヶ台町, 姥賀町, 東富町, 高渡町, 北町, 上町, 下町, 南町, 中富町, 栄町, 辰ノ口, 塩原, 小倉, 富岡, 岩崎, 上大賀, 小祝, 鷹巣, 北塩子, 西塩子, 照田	25,306 人	36,564 人
山 方	照山, 小貫, 野上, 長沢, 長田, 照田, 山方, 西野内, 諸沢, 北富田, 舟生, 家和楽, 盛金	6,074 人	
美 和	下檜沢, 氷之沢	860 人	
緒 川	国長, 那賀, 小瀬沢, 上小瀬, 小玉, 下小瀬	2,151 人	
御前山	門井, 野口平, 野口, 金井, 下伊勢畑	2,173 人	

【図2 東海第二発電所における原子力災害対策重点区域の範囲】



2 地域ごとの広域避難先の設定

(1) 避難先自治体

市民等が広域避難先に円滑に移動するためには、防護措置を実施する基準に基づき地域ごとに実施する広域避難に備え、あらかじめ地域ごとの避難先自治体を定め、市民へ周知しておく必要がある。そのため、避難単位を小学校区とし、校区ごとにまとまりのある避難先を確保することを基本とするが、字ごとのコミュニティの維持を考慮し避難先自治体を設定している。本市のUPZ圏内市民等の避難先については、栃木県内大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那須町及び那珂川町の7市町であり、校区等ごとに避難先を以下のとおり設定する。

なお、安定・安心した避難生活を送るためには、避難先自治体の協力が不可欠であることから、平常時より連携強化に取り組んでいく必要がある。

避難小学校区及び避難人員			避難先市町名
上野小学校区	3,873人	5,265人	那須烏山市
旧世喜小学校区	1,392人		
村田小学校区	3,047人	4,826人	さくら市
旧小場小学校区	785人		
旧大場小学校区	994人		
大宮北小学校区	2,442人	9,920人	那須塩原市
大宮西小学校区	5,002人		
大賀小学校区	2,476人		
大宮小学校区	5,295人	5,295人	矢板市
山方小学校校区 (舟生・盛金・家和楽を除く)	2,575人	6,074人	大田原市
旧家和楽青少年の家 (舟生・盛金・家和楽)	975人		
山方南小学校区	2,524人		
旧檜沢小学校区	860人	3,011人	那須町
緒川小学校区	2,151人		
御前山小学校区 (旧伊勢畑小を除く)	1,733人	2,173人	那珂川町
旧伊勢畑小学校区	440人		
計		36,564人	

(2) 避難所

ア 全般

市民等は、市が定めた避難経路に従って避難先自治体に避難する。その際、避難先毎に設定した「中継所兼基幹避難所」に立ち寄ってから、指定された避難所に避難する。そのため、平常時から、あらゆる機会を通じて、避難所の場所や避難経路について、周知徹底を図る。

中継所兼基幹避難所については、広域避難先の地理に不慣れな市民等への対応として、避難先自治体との協力のもと、避難先自治体にある施設のうち、アクセス性、駐車可能数等を考慮した分かりやすい施設を「中継所兼基幹避難所」として設定し、当該施設にて、避難所への案内を行うなど、市民等が円滑に避難所へ移動することができる支援体制づくりに努める。また、事前に市職員の避難先自治体への派遣等により、常陸大宮市民の避難先自治体への避難を円滑にする。

イ 避難元及び避難先

避難元				避難先		
校区名	字名	避難者数	一時集合所 ^{注1}	中継所兼 ^{注2} 基幹避難所	避難所名	避難先名
上野小	泉	1,946	上野小学校	烏山体育館	烏山中学校	那須 烏山市
					烏山小学校	
					旧向田小学校	
	根本	220	上野小学校	烏山体育館	旧烏山女子高校	
					七合小学校	
	上岩瀬	518	上野小学校	烏山体育館	烏山体育館	
					烏山武道館	
	下岩瀬	266	上野小学校	烏山体育館	農村婦人の家	
旧烏山女子高校						
宇留野	923	上野小学校	烏山体育館	七合小学校		
				旧七合小学校, 境小学校		
旧世喜小	辰ノ口	258	大宮東部 地区コミュニ ティセンター	烏山体育館	江川小学校	
	塩原	271	大宮東部 地区コミュニ ティセンター	烏山体育館	江川小学校	
	小倉	431	大宮東部 地区コミュニ ティセンター	烏山体育館	旧境小学校	
					南那須中学校	
富岡	432	大宮東部 地区コミュニ ティセンター	烏山体育館	旧境小学校		
				南那須中学校		

村田小	石沢	1,199	村田小学校	道の駅 きつれがわ	氏家中学校 道の駅きつれがわ	さくら市							
	下村田	743	村田小学校	道の駅 きつれがわ	氏家中学校 道の駅きつれがわ								
	上村田	1105	村田小学校	道の駅 きつれがわ	喜連川小学校 喜連川中学校								
旧小場 小	小場	785	旧小場小学校	道の駅 きつれがわ	旧喜連川高校体育館 喜連川保健センター								
旧大場 小	小野	454	西部総合 公園体育館	道の駅 きつれがわ	河戸体育館 穂積体育館								
	三美	539	西部総合 公園体育館	道の駅 きつれがわ	鷺宿体育館 金鹿体育館								
大宮北 小	八田	785	大宮北小学校	にしなすの 運動公園	いきいきふれあいセンター 鍋掛公民館 稲村公民館								
	東野	1,046	大宮北小学校	にしなすの 運動公園	くろいそ運動場武道 館・体育館								
	北塩子	366	大宮北小学校	にしなすの 運動公園	くろいそ運動場武道 館・体育館								
	西塩子	159	大宮北小学校	にしなすの 運動公園	くろいそ運動場武道 館・体育館								
	照田	86	大宮北小学校	にしなすの 運動公園	くろいそ運動場武道 館・体育館								
大宮西 小	若林	1,007	大宮西小学校	にしなすの 運動公園	三島公民館								
	田子内 町	1,485	大宮西小学校	にしなすの 運動公園	厚崎公民館 高林公民館 西那須野公民館 南公民館 健康長寿センター 宿泊体験館メープル								
					野中町	1,055	大宮西小学校	にしなすの 運動公園	狩野公民館 ハロープラザ 旧金沢小学校				
									抽ヶ台 町	1,455	大宮西小学校	にしなすの 運動公園	旧寺子小学校 三島体育センター
													東那須野公民館 西公民館 大山公民館
上大賀	484	大賀小学校	にしなすの 運動公園	にしなすの運動公園									
大賀小	岩崎	339	大賀小学校	にしなすの 運動公園	にしなすの運動公園								
	小祝	320	大賀小学校	にしなすの 運動公園	にしなすの運動公園								
	鷹巣	1,333	大賀小学校	にしなすの 運動公園	にしなすの運動公園								

大宮小	姥賀町	448	大宮小学校	矢板小学校	泉中学校	矢板市
	東富町	659	大宮小学校	矢板小学校	片岡中学校 片岡コミュニティホール	
	高渡町	59	大宮小学校	矢板小学校	矢板公民館	
	北町	325	大宮小学校	矢板小学校	矢板小学校	
					乙畑小学校	
					東小学校	
	上町	507	大宮小学校	矢板小学校	矢板小学校	
					乙畑小学校	
					東小学校	
	下町	589	大宮小学校	矢板小学校	矢板中学校	
	南町	834	大宮小学校	矢板小学校	農業者トレーニング センター	
					片岡小学校	
中富町	913	大宮小学校	矢板小学校	農林環境改善センター		
				長井体育館		
				上伊佐野体育館		
				市武道館		
栄町	961	大宮小学校	矢板小学校	川崎小学校		
				豊田小学校		
				日新体育館		
				泉小学校		
山方小	山方	1,689	山方小学校	大田原体育館・武道館	県北体育館	大田原市
	西野内	447	山方小学校	大田原体育館・武道館	金田南地区公民館	
					親園農村環境改善 センター	
	諸沢	395	山方小学校	大田原体育館・武道館	旧須佐木小学校	
旧両郷中学校体育館						
北富田	44	山方小学校	大田原体育館・武道館	両郷地区コミュニティ センター		
旧家和 楽青少 年の家	舟生	406	旧家和楽 青少年の家	大田原体育館・武道館	黒羽体育館	
	盛金	434	旧家和楽 青少年の家	大田原体育館・武道館		
	家和楽	135	旧家和楽 青少年の家	大田原体育館・武道館	金田北地区公民館 野崎研修センター	
山方南 小	照山	158	山方南小学校	大田原体育館・武道館	佐久山地区公民館	
					黒羽・川西地区公民館	
	小貫	365	山方南小学校	大田原体育館・武道館	湯津上農村環境改善 センター	
	野上	1,434	山方南小学校	大田原体育館・武道館	大田原西地区公民館	
ふれあいの丘青少年 研修センター 大田原体育館・武道館						

山方南小	長沢	97	山方南小学校	大田原体育館・武道館	交流促進センター 若杉山荘	大田原市				
					湯津上支所会議室					
					大田原東地区公民館					
	長田	288	山方南小学校	大田原体育館・武道館	旧寒井小学校体育館					
					照田		182	山方南小学校	大田原体育館・武道館	交流促進センター 若杉山荘
										湯津上支所会議室
大田原東地区公民館										
旧檜沢小	下檜沢	636	旧檜沢小学校	東陽小学校	那須中央中学校	那須町				
	氷之沢	224	旧檜沢小学校	東陽小学校	旧朝日小学校					
緒川小	国長	304	緒川小学校	東陽小学校	黒田原小学校					
	那賀	198	緒川小学校	東陽小学校	旧田中小学校					
	小瀬沢	100	緒川小学校	東陽小学校	那須スイミングドーム					
	上小瀬	1,262	緒川小学校	東陽小学校	東陽小学校					
					那須町スポーツセンター					
	小玉	55	緒川小学校	東陽小学校	伊王野基幹センター					
下小瀬	232	緒川小学校	東陽小学校	旧芦野小学校						
御前山小(旧伊勢畑小を除く)	門井	176	御前山小学校	那珂川町 総合体育館	旧薬利小学校	那珂川町				
	野口平	372	御前山小学校	那珂川町 総合体育館	谷川体育館					
					大山田体育館					
	野口	1,102	御前山小学校	那珂川町 総合体育館	総合体育館					
					小川体育館 健武体育館					
金井	83	御前山小学校	那珂川町 総合体育館	旧南小学校						
旧伊勢畑小	下伊勢畑	440	旧伊勢畑小学校	那珂川町 総合体育館	馬頭西体育館					
					武茂体育館					

注1 一時集合所：自家用車を持たないあるいは使用しない市民がバス等を利用し避難するために一時的に集合する施設をいう。

注2 中継所兼基幹避難所：地理に不慣れな市民が、避難先市町で道に迷うことも想定されることから、市民が最初に向かう施設として避難先市町内で分かり易く、目立つ施設を設定している。

(3) 避難経路

避難経路にあたっては、国道118号線、国道293号線及び国道123号線3つの幹線道路を基本として、避難することにしており、北部地域の校区は国道118号線、中部地域の校区は国道293号線、南部地域の校区は国道123号線を利用して避難することにより、努めて車両が集中しないように配慮している。

また、避難にあたっては、自家用車での避難を基本とし、あらかじめ避難先自治体ごとに定めた「中継所兼基幹避難所」に向かい、その後に避難先自治体内避難所へ向かうものとする。避難経路は下記のとおりである。

【主として国道118号を避難経路として使用】

校区名	避難経路		避難先（中継所兼基幹避難所）
山方小	国道118号→国道461号→茨城県道・栃木県道13号（大子黒羽線）→国道461号→国道400号	約59 キロ	大田原市 （大田原体育館・武道館）
旧家和楽青少年の家	国道118号→国道461号→茨城県道・栃木県道13号（大子黒羽線）→国道461号→国道400号	約55 キロ	大田原市 （大田原体育館・武道館）
山方南小	国道118号→国道461号→茨城県道・栃木県道13号（大子黒羽線）→国道461号→国道400号	約64 キロ	大田原市 （大田原体育館・武道館）
大賀小	国道118号→国道461号→茨城県道・栃木県道13号（大子黒羽線）→国道461号→国道400号→国道4号	約71 キロ	那須塩原市 （にしなすの運動公園）

【主として国道293号を避難経路として使用】

校区名	避難経路		避難先（中継所兼基幹避難所）
上野小	国道118号→国道293号→栃木県道・茨城県道12号（那須烏山御前山線）	約35 キロ	那須烏山市 （烏山体育館）
旧世喜小	北茨城広域農道（ビーフライン）→国道293号→栃木県道・茨城県道12号（那須烏山御前山線）	約33 キロ	那須烏山市 （烏山体育館）
大宮小	国道293号→国道294号→栃木県道52号線（矢板那珂川線）→国道461号	約60 キロ	矢板市 （矢板小学校）
大宮北小	国道293号→国道294号→国道400号→国道4号	約57 キロ	那須塩原市 （にしなすの運動公園）
大宮西小	国道293号→国道294号→国道400号→国道4号	約61 キロ	那須塩原市 （にしなすの運動公園）
旧檜沢小	茨城県道・栃木県道29号（常陸太田那須烏山線）→国道293号→国道294号	約59 キロ	那須町 （東陽小学校）
緒川小	国道293号→国道294号	約56 キロ	那須町 （東陽小学校）

【主として国道123号を避難経路として使用】

校区名	避難経路		避難先（中継所兼基幹避難所）
村田小	国道118号→茨城県道21号（常陸大宮御前山線）→ 国道123号→栃木県道338号（芳賀茂木線）→国道294号→ 栃木県道25号（那須烏山矢板線）→国道293号	約46 キロ	さくら市 （道の駅 きつれがわ）
旧小場小	茨城県道102号（長沢水戸線）→国道123号→ 栃木県道338号（芳賀茂木線）→国道294号→ 栃木県道25号（那須烏山矢板線）→国道293号	約56 キロ	さくら市 （道の駅 きつれがわ）
旧大場小	茨城県道21号（常陸大宮御前山線）→国道123号→ 栃木県道338号（芳賀茂木線）→国道294号→ 栃木県道25号（那須烏山矢板線）→国道293号	約50 キロ	さくら市 （道の駅 きつれがわ）
御前山小 （旧伊勢畑 小を除く）	国道123号→茨城県道338号（常陸小川停車場線）→ 国道294号→栃木県道52号（矢板那珂川線）	約39 キロ	那珂川町 （那珂川町 総合体育館）
旧伊勢畑 小	国道123号→茨城県道338号（常陸小川停車場線）→ 国道294号→栃木県道52号（矢板那珂川線）	約44 キロ	那珂川町 （那珂川町 総合体育館）

3 防護措置

福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力事故発生後の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。

そのため、国においては、国際的な基準等を踏まえ、原子力施設の状況に応じた「緊急事態区分」を設定し、各区分における、原子力事業者、国、地方自治体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにするとともに、あわせて、施設がこれらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを判断するための基準として、「緊急時活動レベル」（以下「EAL^{注1}」という。）を設定している。

また、放射性物質の放出後においては、適切な防護措置を迅速に実行できるよう、「防護措置の実施を判断する基準」（運用上の介入レベル。以下「OIL^{注2}」という。）として、観測可能な指標である空間放射線量率や放射性物質の濃度等の基準値を設定しているところである。

本市においても、この基準をもとに判断される国・県からの指導、助言及び指示に基づき、市民等に対し、必要な防護措置の実施について、勧告・指示等を行う。

注1 EAL：Emergency Action Level の略

注2 OIL：Operational Intervention Level の略

(1) 緊急事態区分と区分に基づく防護措置

① 警戒事態

原子力施設において、公衆への放射線による影響やそのおそれがある緊急のものではないが、異常事象の発生、又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリング等の準備を開始する必要がある段階

《警戒事態を判断するEAL（EAL1）の例》

- ・当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。
- ・原子炉停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下

《防護措置》

- ・PAZにおいては、「施設敷地緊急事態要避難者^{注1}の避難等」の防護措置の準備を開始する。

注1 施設敷地緊急事態要避難者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ・自ら避難することが困難な要配慮者で、避難の実施により健康リスクが高まらない者
- ・安定ヨウ素剤を事前配布されていない者
- ・安定ヨウ素剤の服用が不適切な者



② 施設敷地緊急事態（原子力災害対策特別措置法第10条に該当）

原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時モニタリングの実施等により、事態の進展を把握するための情報収集の強化を行う段階。

《警戒事態を判断するEAL（EAL2）の例》

- ・原子炉冷却材の漏えいが発生
- ・給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動

《防護措置》

- ・PAZにおいては、基本的にすべての住民を対象とした避難等の防護措置の準備を開始するとともに、施設敷地緊急事態要避難者の「避難」を実施する。また、「安定ヨウ素剤の服用準備」を開始する。
- ・UPZにおいては、屋内退避の準備を開始する。



③ 全面緊急事態（原子力災害対策特別措置法第 15 条に該当）

原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、その影響を回避、低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

《警戒事態を判断する EAL（EAL 3）の例》

- ・原子炉の非常停止が必要な場合において原子炉を停止する全ての機能が喪失
- ・全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能
- ・全ての非常用直流電源喪失（5分以上継続）

《防護措置》

- ・PAZにおいては、基本的にすべての住民等を対象とした「避難」や「安定ヨウ素剤の服用」を実施する。
- ・UPZにおいては、「屋内退避」を実施するとともに、「安定ヨウ素剤の配布、服用の準備」を開始する。

また、緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、避難準備を開始するとともに、基準を超えた地区については、OILに基づき、「避難」、「一時移転」、「避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染」、「飲食物摂取制限」等を実施する。

(2) 放射性物質放出後における防護措置

原子力事故が発生した場合には、放射性物質の放出開始前から原子力施設の状況（EAL）に応じて、防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後においては、その拡散により、比較的広い範囲において空間放射線量率の高い地点が発生する可能性がある。

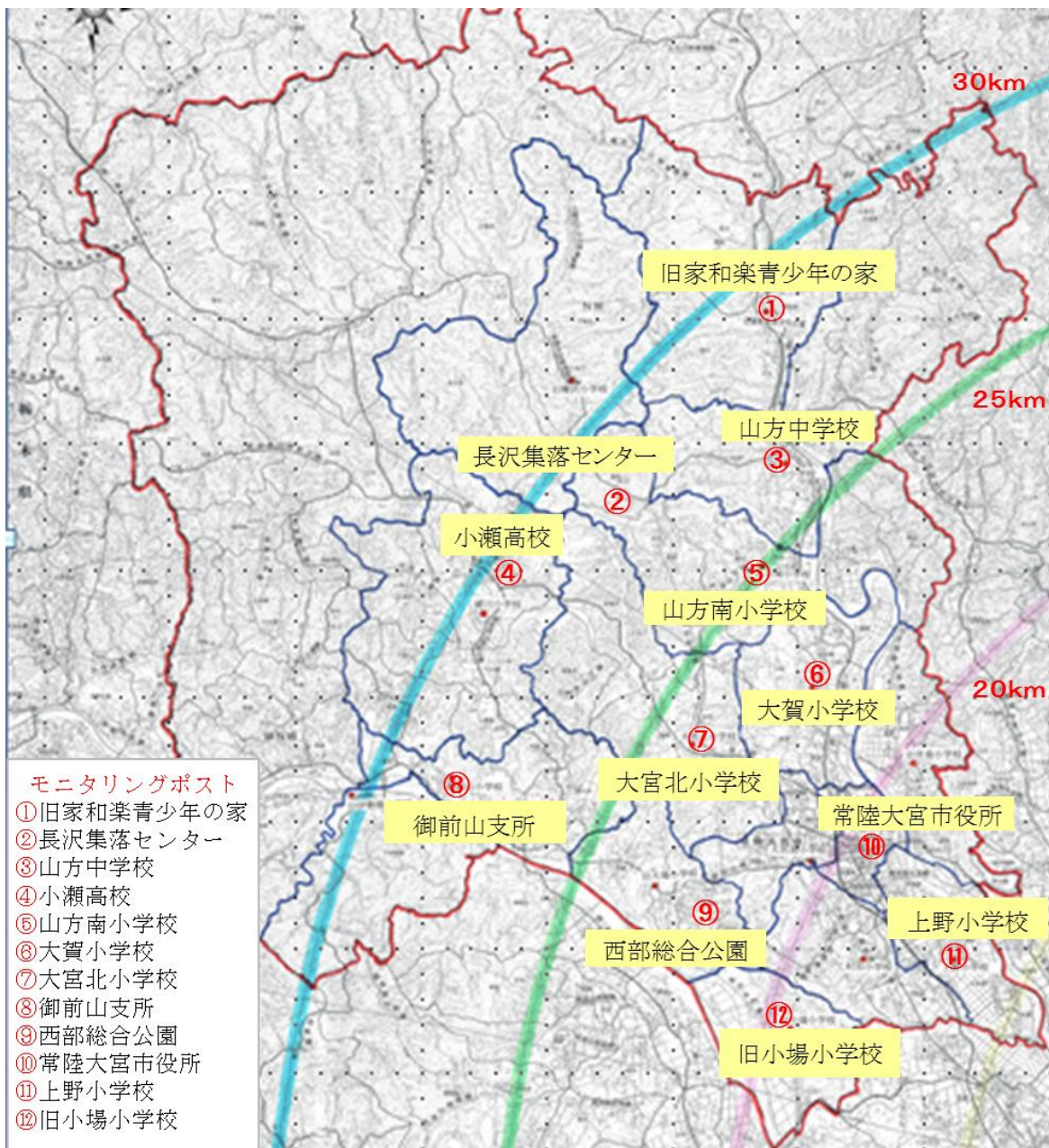
このような事態に備え、国、県、事業者等との連携のもと、空間放射線量率を測定する緊急時モニタリングを迅速に実施し、その結果が、次の表に掲げる基準（OIL）を超えた地区において、「避難」、「一時移転」、「避難退域時検査(スクリーニング)及び簡易除染」、「飲食物の摂取制限」等を実施する。

基準の種類	空間放射線量率等			必要な防護措置
OIL1	500 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
OIL2	20 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）			1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
OIL4	β 線：40,000 cpm （皮膚から数cmでの検出器の計数率）			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
OIL6	核種	飲料水, 牛乳, 乳製品	野菜類, 穀類, 肉, 卵, 魚, その他	1週間以内を目途に飲食物中の放射線核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき、摂取制限を迅速に実施
	放射線ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
	放射線セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg	
	ウラン	20Bq/kg	100Bq	

(3) 緊急時モニタリング体制

緊急時モニタリングは、原子力災害時における周辺環境の放射線状況を把握し、その測定結果をO I Lに基づく防護措置の実施の判断に活用する。

【図3 本市におけるモニタリングポスト設置箇所】



第3章 広域避難に関する情報伝達

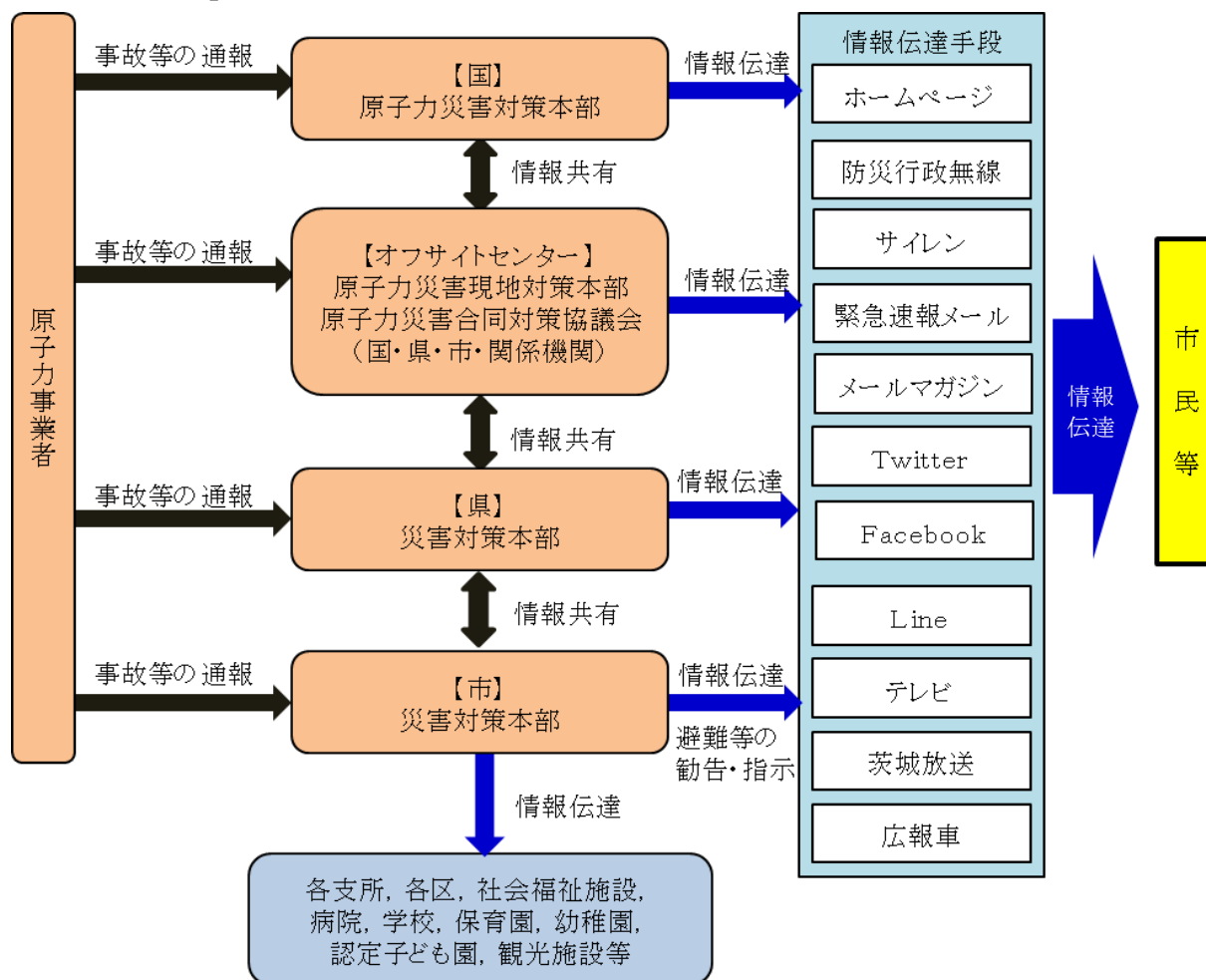
市は、原子力災害の特殊性に鑑み、東海第二発電所において原子力事故が発生した場合には、市民が混乱せず、事故の状況に応じた適切な防護措置を実施できるように、国・県・市ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Twitter, Facebook)、テレビ、茨城放送 (AM水戸局 1197kHz, FM水戸局 94.6MHz, FM日立局 88.1MHz)、広報車など、多様な媒体を活用し、正確かつ分かりやすい内容で迅速に国・県と連携しつつ、広報を行う。

なお、広報を実施する際は、特に以下の項目について、重点的に、繰り返し情報伝達を行う。

【重点的に広報を実施する事項】

- 原子力事故の発生時刻、内容、進展
- 各地域の空間放射線量率の値
- 防護措置の実施に関する勧告、指示
- 道路の被害状況 (通行規制等)
- 避難退域時検査 (スクリーニング) の状況
- 広域避難先や避難所の情報

【情報伝達の流れ】



第4章 住民等の避難

市長は、国・県からの指導，助言及び指示に基づき，又は独自の判断で実施する勧告・指示等により，原子力災害のリスクを最小限に抑えるため，以下の防護措置を実施する。

1 屋内退避

自宅や職場，最寄りの公共施設（学校等）などの建物内に退避することで，放射性物質の吸入を抑制するとともに，ガンマ線等を遮へいすることにより，被ばくの低減を図る。

屋内退避は，放射性物質や放射線の異常な放出のおそれのある場合や空間放射線量率が避難等の基準に満たない場合をはじめ，避難等の指示が行われるまで待機する場合，避難等の実施が困難な場合において実施する。

2 避難及び一時移転（広域避難）

国の定める基準値以上の空間放射線量率が測定された地域は，避難又は一時移転を実施し，放射性物質や放射線の放出源から離れることにより，被ばくの低減を図る。

(1) 避難

空間放射線量率等が高い，又は，高くなるおそれのある地点から速やかに離れるために緊急で実施するもの。

(2) 一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して，空間放射線量率等は低い地域ではあるが，日常生活を継続した場合の被ばくを低減するため，一定期間のうちに当該地域から離れるために実施するもの。

空間放射線量率がO I Lの基準値以上となった地域が，広域避難を実施する場合は，災害発生時の滞在場所や身体の状態等に応じて定めた，本項のルールに従って，避難先自治体に向かうことを原則とする。

(3) 本項で定める広域避難のパターン

「一般住民の避難」，「要配慮者の避難」，「観光客等の一時滞在者の避難」に区分して設定する。

【本項で定める広域避難のパターン】

- ① 一般住民の避難
- ② 要配慮者の避難
 - ・ 在宅の避難行動要支援者^{注1}
 - ・ 社会福祉施設等の入所者
 - ・ 病院等の入院患者
- ③ 観光客等の一時滞在者の避難

※ 注1 避難行動要支援者：要配慮者（高齢者，障がい者，病弱者，乳幼児，妊産婦，外国人や観光客など）のうち，自力で避難が困難な者

① 一般住民の避難

◆避難の方法

屋内退避の指示が発せられた段階では、帰宅することを原則とする。また、自宅のある地域が既に避難の対象になるなど、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には滞在している場所に屋内退避するものとする。

避難、一時移転等の指示が発せられた場合には、自家用車等による避難を開始するものとする。

自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位に設けた一時集合所へ移動したのち、バス等により避難するものとする。

避難住民や他の者及び環境に対して影響を及ぼすほどの放射性物質の付着(汚染)状況を検査するため、スクリーニングを実施する。

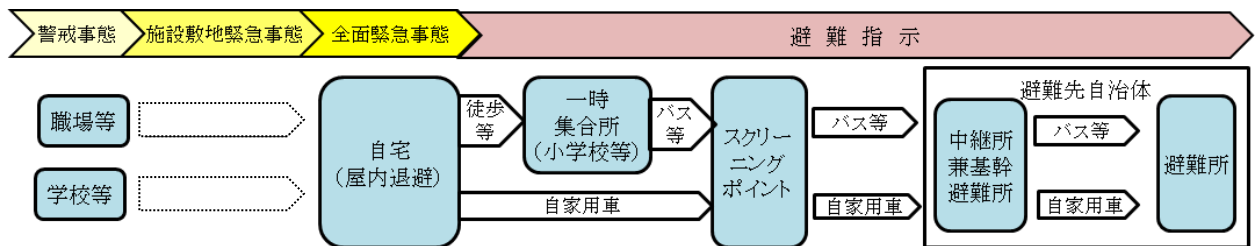
◆避難手段

避難手段については、自家用車を基本とする。また、自家用車を持たない、あるいは使用しない住民の避難手段については、公的機関が手配したバス、福祉車両、自衛隊車両等を利用するほか、鉄道などあらゆる手段を検討するものとする。

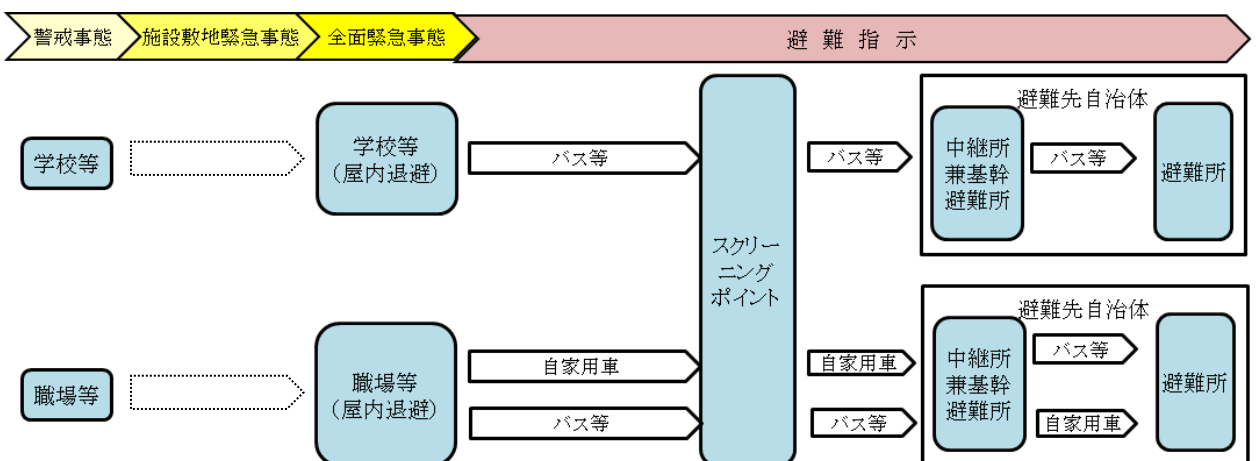
◆その他

移動中においては、環境に放射性物質が浮遊している恐れがあるため、窓を閉め内気循環で走行するなど、外気の侵入を防止しながら避難を行う。

[原則のフロー]



[帰宅が困難な場合のフロー]



② 要配慮者の避難

○在宅の避難行動要支援者

◆避難の方法

市があらかじめ作成した名簿に基づき、民生委員等の避難支援等関係者（以下、「支援者」という。）が中心となって安否確認を行う。その後、連絡がとれた家族近隣者等の支援のもと、自家用車での広域避難が可能な方は、①で定めた方法により、避難所へ向かう。

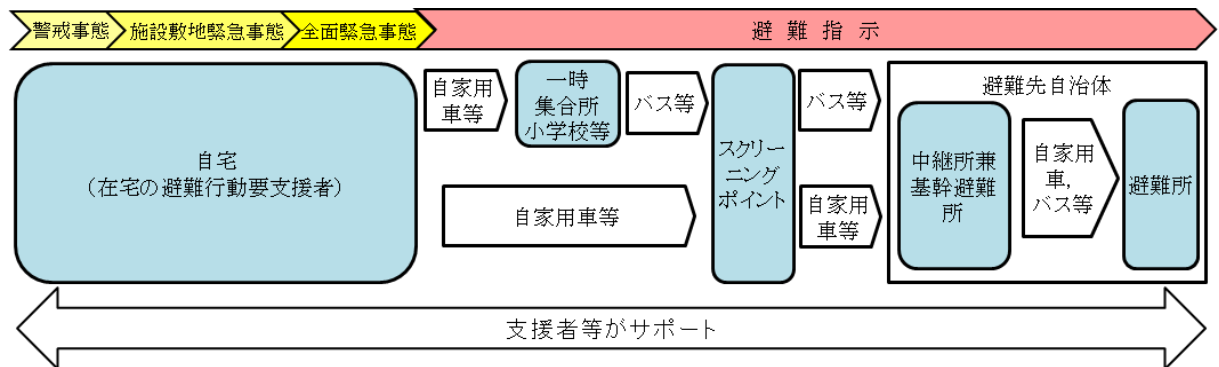
家族との連絡がとれない方など、自家用車での広域避難が困難な方については、支援者等と共に、一時集合所へ移動し、バスや福祉車両等により避難所に向かう。安否確認等の支援活動を行うタイミングとしては、在宅の避難行動要支援者は、避難等の準備や実施に時間を要すること、また、支援者の被ばくを防ぐという観点から、警戒事態の段階で、支援者による安否確認を開始する。

◆避難の手段

在宅の避難行動要支援者は、あらかじめ確保したバス、福祉車両等を使用して避難する。

また、あらかじめ登録されている在宅の避難行動要支援者の避難支援を、支援者の協力を得て行うものとする。

[在宅の避難行動要支援者のフロー]



○社会福祉施設等の入所者

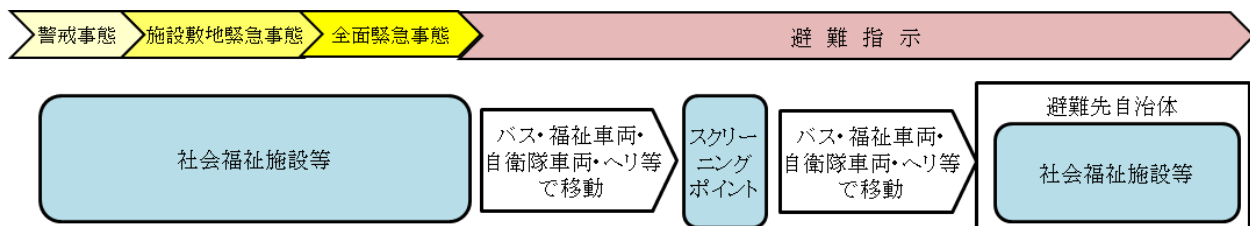
◆避難の方法

社会福祉施設等の管理者は、県及び市と連携しつつ、あらかじめ定められた社会福祉施設等に受入れを要請し、準備が整い次第入所者を社会福祉施設等へ避難させる。

◆避難の手段

入所者は、あらかじめ確保したバスや福祉車両等を使用して避難する。

[社会福祉施設等の入所者のフロー]



○病院等の入院患者

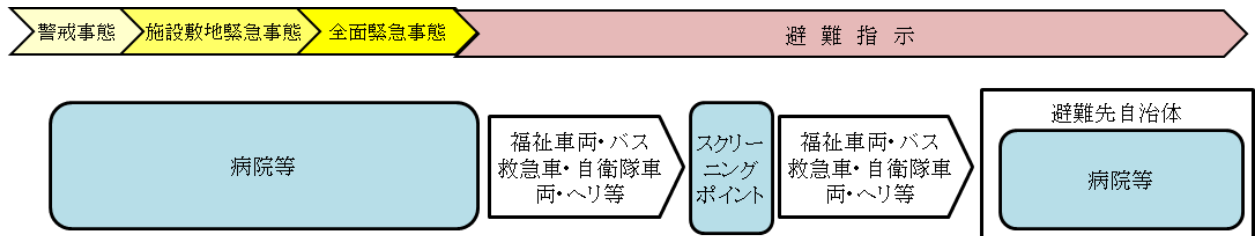
◆避難の方法

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携しつつ、あらかじめ定められた病院等に受入れを要請し、準備が整い次第入院患者を病院等へ避難させる。

◆避難の手段

入院患者は、あらかじめ確保したバスや福祉車両等をして避難する。

[病院等の入院患者のフロー]



③ 観光客等の一時滞在者の避難

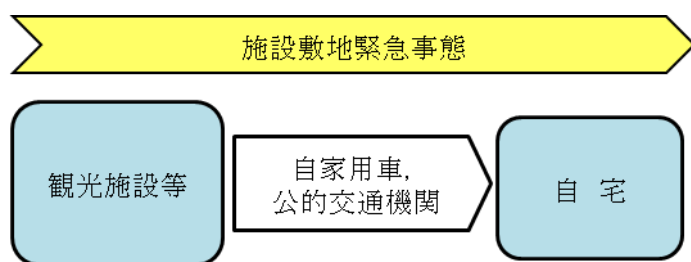
◆早期帰宅の促進

施設敷地緊急事態の段階で、観光施設や宿泊施設、公共交通機関等に情報の周知を行うとともに、防災行政無線や緊急速報メール等を活用し、自家用車若しくは公共交通機関を利用して、速やかに帰宅するよう呼びかける。

◆広域避難の方法

公共交通機関が利用できない状態となるなど、早期帰宅が困難な場合においては、最寄りの一時集合所に移動した上で、市民とともに広域避難を実施し、その後、公共交通機関等により帰宅する。

【観光客等の一時滞在者の避難のフロー】



※ 避難が指示された段階で帰宅等できない場合は、最寄りの一時集合所から住民とともにバス等により、避難を行うものとする。

3 複合災害への対応

(1) 避難先が被災した場合の対応

ア 市は、避難先の被災状況及び避難の受入れが可能かどうかの確認を早急に行うものとする。

イ 市は、避難先地域が被災し避難の受入れが困難となった場合には、県や関係自治体と協議し一時的な避難先の確保に努めるものとする。

ウ 避難先地域が被災した場合において、早期に第2の避難先を確保するため、県と連携し国に支援を要請するものとする。

(2) 被災した道路情報等の提供

市は、大規模地震等により被災し通行不能となった道路等の情報について、迅速に提供するものとする。

4 安定ヨウ素剤の予防服用

(1) 安定ヨウ素剤の効果

原子力発電所で事故が発生した際に、環境中に放出される可能性がある放射性ヨウ素は、呼吸や飲食物を通じて体内に取り込まれると甲状腺に蓄積する性質があり、放射線被ばくにより甲状腺がん等を発症させるおそれがある。このため、安定ヨウ素剤を服用することにより、安全なヨウ素で甲状腺を満たし、その後に取り込む放射性ヨウ素を体内に溜まらせずに排出する効果を期待するものである。

(2) 安定ヨウ素剤の配布及び服用

放射線ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、市は、県と連携し国の原子力災害対策本部の指示に基づき、原則として医師の関与のもとで安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。

また、安定ヨウ素剤の配布については、発災後、各支所、健康・福祉関係施設、小学校等に複数の受け渡し窓口を設ける等、避難・服用自体を遅らせない工夫や、被ばくを避けるための方策を講ずるものとする。

5 避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染

(1) 避難退域時検査（スクリーニング）は、市民等が広域避難を実施する際に、身体及び物品等に付着した放射性物質の汚染状況を確認することを目的に実施し、基準値を超えた放射性物質が確認された場合は、簡易除染を行う。

(2) O I Lの基準に基づき避難対象になった市民等は、県が設定した避難退域時検査場（スクリーニングポイント）において、避難車両、身体、携行品等の避難退域時検査（スクリーニング）を受けなければならない。検査結果が基準値を超過した場合は、除染等の処置を実施し、基準値未満となったことを確認後に避難を継続させる。

(3) 避難退域時検査（スクリーニング）等において、汚染が一定レベル以下であると判断された場合、証明書が発行される。

6 飲食物の摂取制限

市は、国及び県と連携し、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る。

7 市民相談窓口の設置

市は、国及び県と連携し、市民等からの問合せに対応する相談窓口を本庁舎（広域避難後は、市役所機能移転先の施設）に設置する。その際、外国人からの問合せ等に対応できる体制を整備する。

8 避難状況等の確認

- (1) 避難する市民は避難する際に避難済であること、また避難することが困難な市民は支援が必要であることを示す目印を玄関等に表示する。
- (2) 市は、県と連携し、警察、消防本部、東・西消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て住民が避難済であること等の確認を行い、市の災害対策本部で把握する。
- (3) 避難者の所在について、避難所に避難した市民については、避難者名簿により確認し、避難所以外に避難した市民については、警察・消防等のほか避難した市民からの情報等をもとに確認する。その際、個人情報取り扱いには十分に配慮する。

9 避難誘導等

市は、大宮警察署、市消防本部、東・西消防署等と連携し、避難者が避難区域から円滑に避難できるよう、交通規制、誘導員の配置等の必要な措置を講ずる。

10 避難所の開設と運営等

- (1) 避難所の開設等受入業務については、市の要請を踏まえて避難受入市町が行う。その際、事前に市の職員を避難先市町に派遣して、避難所の開設等受入業務を容易にする。また、市は、できるだけ速やかに避難受入市町から避難所運営の移管を受ける。
- (2) 避難所の運営に当たっては、食事の提供、医療体制、情報の提供、教育環境、安全の確保等に留意するとともに、相談窓口を設置するなど適切な対応に努める。また、避難者及びボランティア等の協力を得て避難所を運営する。
- (3) 福祉避難所の設置が必要な場合は、避難先市町と福祉避難所の開設について調整する。
- (4) 避難に際して必要となる食料や毛布等について、市で備蓄する物資を活用するほか、必要に応じ国、県や関係事業者等に要請し、迅速に確保する。また、必要物資が不足する場合は、避難先市町に対し、物資の一部を貸与し、又は提供するように要請する。
- (5) 市は、避難している市民の協力を得て、避難所ごとに避難者名簿を家族単位で作成する。

- (6) 避難が長期化した場合に備え、市は、国、県と連携し、避難者がホテルや旅館等へ移動できるようあらかじめ体制を整備する。また、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及びあっせんにより、避難所の早期解消に努める。
- (7) 社会福祉施設入所者及び病院等入院患者については各施設職員が、在宅の避難行動要支援者については家族・支援者が、中心となって支援を行うものとする。
また、市は、支援要員の不足が生じ、又はそのおそれがある場合は、国・県等に要請し、医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保する。
- (8) 市は、避難先市町における行政サービスを提供するための行政窓口を避難先市町内に設置する。

11 市役所機能の移転

市役所地域で避難指示が出された場合は、30km圏外の美和地域の公共施設に市役所の機能を移転する。

第5章 今後の検討すべき課題等

市は、原子力災害時に実施する避難等の防護措置に関する課題等を明らかにし、国、県、避難先自治体等の支援の下、今後これらの課題の検討を重ね、その結果を本計画に順次反映させていく。

- ① 避難行動要支援者の避難体制の整備，特に自主防災組織（区）との連携
- ② 避難時の大型バスの確保等
- ③ 安定ヨウ素剤配布の手順の具体化
- ④ 複合災害への対応
 - ・ 複合災害時における第2の避難先の確保
 - ・ 災害対策本部機能の維持